

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年9月24日

香川県知事 浜田恵造

香川県規則第56号

香川県税条例施行規則の一部を改正する規則

香川県税条例施行規則（昭和29年香川県規則第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(保全担保の提供命令書等の様式) 第13条の6 施行令第6条の11第1項（施行令第9条の9の8第2項、第9条の9の9第2項、 <u>第32条、第32条の2第3項、第32条の3第3項及び第43条の14第4項</u> において準用する場合を含む。）に規定する文書は、第46号様式の3による。	(保全担保の提供命令書等の様式) 第13条の6 施行令第6条の11第1項（施行令第9条の9の8第2項、第9条の9の9第2項、 <u>第32条の3、第32条の4第3項、第32条の5第3項及び第43条の14第4項</u> において準用する場合を含む。）に規定する文書は、第46号様式の3による。
2 略	2 略
(中間納付額等の還付) 第14条の3 法人が法 <u>第53条第20項</u> 若しくは第72条の28第4項の規定により中間納付額の還付を受けようとする場合又は法 <u>第53条第41項</u> の規定により利子割額の還付を受けようとする場合において、地方税法施行規則第6号様式及び第9号様式中還付請求税額欄中に還付を受けるべき金額を記載した申告書の提出があった場合には、それぞれ施行令第9条の2、第9条の9の2又は第25条の規定による請求書の提出があったものとみなす。	(中間納付額等の還付) 第14条の3 法人が法 <u>第53条第25項</u> 若しくは第72条の28第4項（法 <u>第72条の31第4項</u> において準用する場合を含む。）の規定により中間納付額の還付を受けようとする場合又は法 <u>第53条第45項</u> の規定により利子割額の還付を受けようとする場合において、地方税法施行規則第6号様式及び第9号様式中還付請求税額欄中に還付を受けるべき金額を記載した申告書の提出があった場合には、それ施行令第9条の2、第9条の9の2又は第25条（ <u>施行令第29条第1項</u> において準用する場合を含む。）の規定による請求書の提出があったものとみなす。
(法人税に係る確定申告書の提出期限の通知) 第20条の2 法 <u>第53条第45項</u> 若しくは第46項の届出又は <u>同条第47項</u> の通知を受けた県税事務所の長は、 <u>同条第48項</u> の規定により、遅滞なく、その届出又は通知に係る申告書の提出期限の延長期間等を第60号様式の2によって関係市町長に通知しなければならない。	(法人税に係る確定申告書の提出期限の通知) 第20条の2 法 <u>第53条第50項</u> 若しくは第51項の届出又は <u>同条第52項</u> の通知を受けた県税事務所の長は、 <u>同条第53項</u> の規定により、遅滞なく、その届出又は通知に係る申告書の提出期限の延長期間等を第60号様式の2によって関係市町長に通知しなければならない。

第3号様式（その1）（第3条、第14条の2関係）

(還付 (充当) 通知書の表面)

		県税等還付（充当）通知書			
		支払案内書番号	還付区分		
		次のとおり過誤納等となった金額を還付します（充当しました）ので通知します。			
年 月 日 香川県県税事務所長 様	納付 (入) すべ き額	年 度	期別（事業年度始期）	申告区分	徴収番号（登録番号）
		税 目 等	金 額 (円)		
還付 金	納付 (法人県民税利子割還付額) (P)	差引金額 (円)		還付金発生事由	
	追加 算 付 金	起 算 日	日 数	金 額 (円)	
	合 計 (ア)				
	年度	期別（事業年度始期）	申告区分	徴収番号（登録番号）	
上記の 徴収 うに充 当				充当先事務所	
	税 目	本・延・加別	充当年月日	金 額 (円)	
	合 計 (イ)				
	差 引 還 付 額 (ア) - (イ)				

備考 連結法人の法人税割にあっては、「事業年度始期」とあるのは、「連結事業年度始期」とする。

第3号様式（その1）（第3条、第14条の2関係）

		県税等還付（充当）通知書 支払案内書番号 還付区分 次のとおり過誤納等となった金額を還付します（充当しました）ので通知します。																																																								
様 年 月 日 香川県知事 (香川県県税事務所長)	回	上 記 の取 り扱 いに よる 充 当	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">納 付 (入) す べ き 額</th> <th rowspan="2">期別（事業年度始期）</th> <th rowspan="2">申告区分</th> <th colspan="2">徵収番号（登録番号）</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr> </tbody> </table>				納 付 (入) す べ き 額	期別（事業年度始期）	申告区分	徵収番号（登録番号）																																																
			納 付 (入) す べ き 額	期別（事業年度始期）	申告区分	徵収番号（登録番号）																																																				
税 目 等		金 額 (円)																																																								
納付（入）額 (法人県民税利子割還付額) (円)		差引金額 (円)																																																								
還 付 金		還付金発生事由																																																								
還 加 算 付 金																																																										
起 算 日		日 数																																																								
合 計 (ア)																																																										
年度 期別（事業年度始期）		申告区分 徵収番号（登録番号）																																																								
税 目		本・延・加別																																																								
充 当 年 月 日		金 額 (円)																																																								
計 (イ)																																																										
差 引 還 付 額 (ア) - (イ)																																																										

備考 連結法人の法人税割にあっては、「事業年度始期」とあるのは、「連結事業年度始期」とする。

(還付（充当）通知書の裏面)

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、香川県知事に書面で審査請求をすることができます。

この処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6ヶ月以内に香川県を被告として提起することができます。この場合においては、香川県知事が被告の代表者となります。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3ヶ月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の執行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

第3号様式（その2）（第3条、第14条の2関係）

第3号様式（その2）（第3条、第14条の2関係）

備考 連結法人の法人税割にあっては、「事業年度始期」とあるのは、「連結事業年度始期」とする。

備考 連結法人の法人税割にあっては、「事業年度始期」とあるのは、「連結事業年度始期」とする。

第60号様式の2（第20条の2関係）

法人税に係る確定申告書の提出期限の通知書							
法人名	本店又は 主たる事 務所等の 所在地	適用事業年度	確定申告書の提出期限の延長等				
			承認	変更		取消し	取りやめ
		自至：以後	月間	月間	月間		
		自至：以後					
		自至：以後					
		自至：以後					
		自至：以後					
		自至：以後					
		自至：以後					

上記のとおり地方税法第53条第48項の規定により通知します。

年　月　日

香川県県税事務所長 団

市町長殿

備考 連結法人にあっては、「適用事業年度」とあるのは、「適用連結事業年度」とする。

第60号様式の2（第20条の2関係）

法人税に係る確定申告書の提出期限の通知書							
法人名	本店又は 主たる事 務所等の 所在地	適用事業年度	確定申告書の提出期限の延長等				
			承認	変更		取消し	取りやめ
		自至：以後	月間	月間	月間		
		自至：以後					
		自至：以後					
		自至：以後					
		自至：以後					
		自至：以後					
		自至：以後					
		自至：以後					

上記のとおり地方税法第53条第53項の規定により通知します。

年　月　日

香川県県税事務所長 団

市町長殿

備考 連結法人にあっては、「適用事業年度」とあるのは、「適用連結事業年度」とする。

附 則

この規則は、平成22年10月1日から施行する。ただし、第3号様式（その1）及び第3号様式（その2）の改正規定は、公布の日から施行する。